

山梨県立盲学校 学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」及び「山梨県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱」に基づき山梨県立盲学校(以下「盲学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第2条 山梨県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は盲学校に協議会を置く。
2 前項の協議会は教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や幼児児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(基本的な方針の承認)

第3条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) その他校長が必要と認めること

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。ただし、承認が得られない特別な事情がある場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。

3 前項でいう特別な事情とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の委員(以下「委員」という。)同士の意見が対立して協議会として合意形成が行えない場合
- (2) 協議会としての活動の実態が認められない場合
- (3) 校長と協議会の方針が対立し、学校の円滑な運営に著しい支障を生じるおそれがあると認める場合
- (4) 一部又は全部の委員による偏った運営がなされていると認められる場合
- (5) その他学校運営協議会の運営が適正を欠いていると認められる場合
- (6) やむを得ない理由により協議会の開催ができない場合

(意見の申し出)

第4条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、盲学校の運営全般について校長又は校長を経由して教育委員会に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、盲学校の職員の任用に関して次に定める事項について、校長を経由して教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、特定の個人に関することを除くものとする。

(1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見

(2) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、盲学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員の委嘱)

第6条 委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命(以下「委嘱」と総称する。)する。ただし、次の第1号から第4号に掲げる者は、必ず協議会の委員に含めるものとする。

(1) 盲学校の所在する地域の住民

(2) 盲学校に在籍する幼児児童生徒の保護者

(3) 盲学校の運営に資する活動を行う者

(4) 校長

(5) 盲学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) 盲学校の所在する地域の産業界等の代表者

(9) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員の委嘱を行うものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

4 委員以外の者も協議会の求めに応じて意見を述べるができる。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び盲学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、校長及び教職員は会長及び副会長の職に就くことはできない。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。ただし、原則として会長が会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第10条 協議会は、会長が、校長と協議の上、開催日前に議案を示して招集する。

ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参与することができない。

5 会長は、議事について会議録を作成し、保管しなければならない。

(部会)

第11条 協議会は、協議会の円滑な運営を図るとともに、具体的な事項を検討するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会で検討した事項は、協議会に報告する。

3 部会の運営その他グループに関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 盲学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議するとき
 - (2) その他特別の事情により協議会が必要と認めたとき
- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
 - 4 協議会は、協議会の会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(協議会の会議の周知)

第13条 会長は、協議会の会議の開催日について、学校のホームページ等の適切な方法により県民に対する周知に努める。ただし、協議会の会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(協議結果等の公表)

第14条 会長は、協議会の会議の公開、非公開にかかわらず、協議会の会議の終了後、議事録を作成するとともに、協議会の会議の議題及び議事の進行状況が分かる会議の概要を学校のホームページ等に掲載するよう努めるものとする。

- 2 協議会の会議資料及び議事録等の公開に当たっては、山梨県情報公開条例第8条各号に該当する事項の取扱いに十分留意する。また、委員の個人情報(氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等)を公開する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得る。

(委員の解嘱)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱又は解任(以下「解嘱」と総称する。)することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき
 - (2) 第7条の規定に違反したとき
 - (3) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき
 - (4) その他解任に相当する事由が認められるとき
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 教育委員会は、委員を解嘱する場合には、その理由を示すとともに、当該委員から意見陳述の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営やその他協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。